

部会に属すべき専門委員の指名について

統計委員会令（平成十九年政令第三百号）第二条第二項の規定に基づき、部会に属すべき専門委員として下記の者を指名する。

統計委員会委員長

記

○令和 8 年 9 月 28 日付

統計基準部会

専門委員 原 ひろみ（明治大学政治経済学部教授）

[※任期：令和 9 年 10 月 13 日まで]